

提言「持続的な文化財保護のために―特に埋蔵文化財における喫緊の課題―」

1 現状及び問題点

全国各地の土中に残されている埋蔵文化財は、昭和 25 年（1950）の文化財保護法施行以来、数次の法改正を経て保護の充実が図られてきた。しかし、近年の諸状況の変化のなかで、その持続的な保護と活用のために、早急に対応すべき課題が生じている。

2 提言の内容

(1) 埋蔵文化財保護の水準を全国的に維持するための制度面、(2) 次世代の担い手を確保して埋蔵文化財保護の発展を図る人材育成面、(3) これらを支える遺跡調査情報の確実な継承と広範な活用という、密接に関連する 3 項目について、課題解決の方策を提言する。

(1) 地方分権下での埋蔵文化財に関する法的権限のあり方

- ・ 現在権限を持つ都道府県が、市町村に権限を「再委譲」する場合には、委譲先の市町村の文化財行政能力を適切に判断したうえで行う仕組みが必要
- ・ 広域大規模災害時の埋蔵文化財保護については、地方分権下においても国が法的権限を直接かつ迅速に行使しうるような特例的な措置の検討が必要

(2) 埋蔵文化財保護のための人材育成

- ・ 大学間及び大学と文化財行政機関の連携による専門人材育成の推進
- ・ 地方公共団体における文化財専門職員配置のいっそうの充実
- ・ 行政と地域コミュニティが連携した地域住民側の文化財保護人材育成の推進

(3) 遺跡調査情報の継承と活用

- ・ 発掘調査で取得された情報（写真・実測図面等）の適切な保管・管理が必要
- ・ 記録媒体の経年劣化への対策として、デジタル技術による情報のバックアップと ICT（情報通信技術）を用いた情報の新たな活用策の研究・開発推進